

白馬村計画審議会条例

昭和46年7月8日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、白馬村計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村長の諮問に応じ、村計画に関し必要な調査及び審議を行うため、白馬村計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について村長が委嘱する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 村教育委員会の委員
- (3) 村農業委員会の委員
- (4) 村の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による村民

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第20号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。